第七十一条第一項第一号及び第二項第一号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第七十四条第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十条第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百三十五条第二項	附帯税の額を除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

9　財務大臣は、第一項から第四項までの規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第二十七条の十一第一項中「第四十二条の十一第一項後段」を「第四十二条の十三第一項後段」に改め、同条第二項中「第四十二条の十一第一項の」を「第四十二条の十三第一項の」に改め、「第四十二条の五第十二項」の下に「、第四十二条の五の二第十項」を加え、「及び第四十二条の十第十項」を「、第四十二条の十第十項、第四十二条の十一第十項及び第四十二条の十二第六項」に、「第四十二条の十一第一項各号」を「第四十二条の十三第一項各号」に、「第四十二条の十一第一項（」を「第四十二条の十三第一項（」に改め、同条を第二十七条の十三とし、第二十七条の十の次に次の二条を加える。

（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）

第二十七条の十一　法第四十二条の十一第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置にあつては一台又は一組（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。）の取得価額（法人税法施行令第五十四条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が二千万円以上の機械及び装置とし、建物及びその附属設備（以下この項において「建物等」という。）並びに構築物にあつては一の建物等及び構築物の取得価額が一億円以上のものとする。

2　法第四十二条の十一第五項の規定の適用を受ける法人（法第六十八条の十五第五項の規定の適用を受ける法人を含む。）が、取消日（法第四十二条の十一第五項に規定する取消日をいう。）の前日を含む事業年度以後の各事業年度（当該取消日の前日を含む事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該取消日を含む事業年度以後の各事業年度）において、当該各事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度における同条第四項に規定する連結税額控除限度額のうち当該法人に係る法第六十八条の十五第二項の規定による控除をしてもなお控除しきれない金額（同項の供用年度終了の日の翌日から当該取消日の前日までの間に終了した連結事業年度（その間に終了した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）における同条第四項に規定する控除済金額がある場合には、当該控除済金額を控除した残額）の合計額（以下この項において「控除未済超過額」という。）がある場合には、法第四十二条の十一第三項の規定により当該各事業年度（法第六十八条の十五第二項の規定の適用を受けた各連結事業年度（当該取消日前に開始した各連結事業年度に限る。）開始の日の翌日以後一年以内に開始する各事業年度に限る。）の所得に対する法人税の額から控除される法第四十二条の十一第三項に規定する繰越税額控除限度超過額は、当該繰越税額控除限度超過額から当該控除未済超過額を控除した金額とする。

3　法第四十二条の十一第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十一条第一項第一号及び第二項第一号	掲げる金額で	掲げる金額（租税特別措置法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額）で
第七十四条第一項第二号	前節（税額の計算）	前節（税額の計算）及び租税特別措置法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）
第八十条第一項	加算した金額	加算した金額とし、租税特別措置法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額
第百三十五条第二項	附帯税の額を除く。）	附帯税の額を除くものとし、租税特別措置法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）の規定により加算された金額がある場合には、当該金額を控除した金額とする。）

（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）

第二十七条の十二　法第四十二条の十二第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされたものは、財務省令で定める書類を確定申告書等に添付することにより証明がされた場合における同項の規定の適用を受けようとする法人とする。

2　法第四十二条の十二第一項に規定する政令で定めるところにより証明がされた場合は、前項に規定する場合とする。

3　法第四十二条の十二第一項に規定する他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものは、雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業のうち風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業に該当するものとする。

4　法第四十二条の十二第二項第一号に規定する政令で定める事業年度は、第十項の規定の適用を受ける同項第三号に掲げる法人の設立の日を含む事業年度とする。

5　法第四十二条の十二第二項第二号に規定する政令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　役員（法第四十二条の十二第二項第二号に規定する役員をいう。次号及び第三号において同じ。）の親族

二　役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

三　前二号に掲げる者以外の者で役員から生計の支援を受けているもの

四　前二号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の親族

6　法第四十二条の十二第一項の規定の適用を受ける法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人若しくは被現物分配法人又は分割法人等（分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下この条において同じ。）に該当する場合の当該法人の同項第一号に掲げる離職者（同号に規定する離職者をいう。）についての要件については、当該要件を満たすかどうかの判定に係る当該法人の同項に規定する適用年度（以下この条において「適用年度」という。）開始の日前一年以内に